

函館市監査公表第22号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年6月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治



函 経 工
平成30年 5月28日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	経済部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	平成29年10月25日～平成30年1月25日	講評日	平30年2月1日
調査対象事項名	ア 支出事務（I T技術者人材育成支援補助金）		
指摘事項、意見・要望事項			
<p>1 指摘事項</p> <p>補助金の交付申請にあたっては、I T技術者人材育成支援補助金交付要綱（平成27年7月6日施行。以下「要綱」という。）において、添付書類として、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写しのほか、賃金の額や雇入れ年月日等の労働条件を明示した雇用契約書等の写しを提出しなければならないとしているところ、これらの書類が提出されていなかったほか、申請書には研修費用の内訳の記載もなく、補助対象経費についての的確な審査をしないまま交付決定していた。</p> <p>また、補助事業の遂行に当たって、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号。以下「交付規則」という。）および要綱には、交付決定前の事業着手を認める規定はなく、原則として事業着手前に交付申請が必要であるところ、事業完了後に交付申請があり、これに対し交付決定しているものがあつたことから、交付規則および要綱に則った事務を徹底し、適正な事業の執行を図られたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>添付書類につきましては、このたびのご指摘後、直ちに確認し、適正に書類を整えたところであります。</p> <p>また、要綱につきましては、平成30年4月1日に改正を行い、申請書に経費助成にかかる費用内訳を明記するよう改めたほか、補助対象事業の性質に応じ、指令前着手届の提出により交付決定前の事業着手を認める旨、定めたところであります。</p> <p>今後におきましても、交付規則および要綱に則った必要書類の確認および事務手続きの確認の徹底を行い、適切な処理に努めてまいります。</p>			